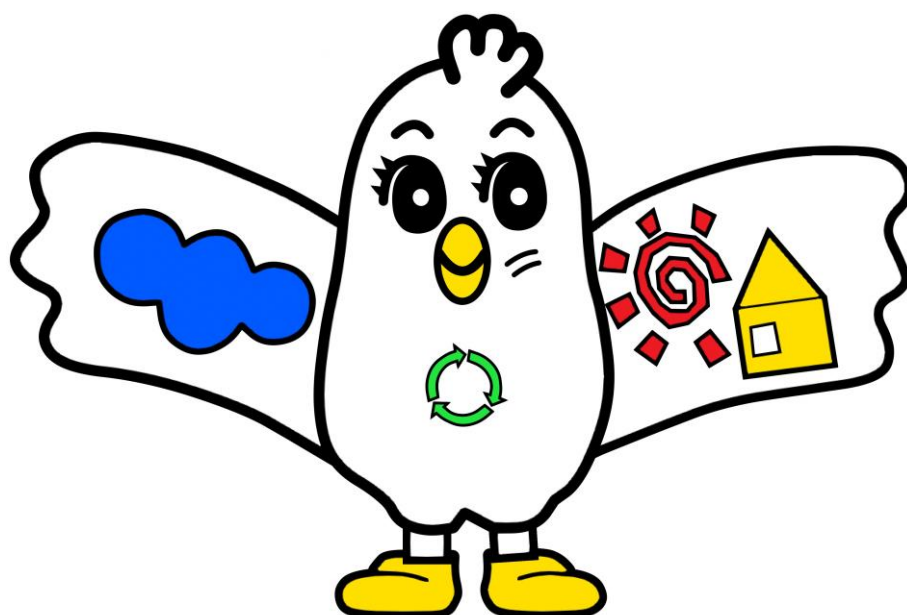


令和6年度

清掃事業概要



いわき市

創りたい ゆたかな明日 伝えたい 誇れるいわき

目 次

I 総説

1	いわき市の概要	1
2	清掃事業の推進体制	2
3	事務分掌	3
4	職員の配置状況	5
5	清掃事業に係る経費の推移	6

II 廃棄物の処理状況

1	一般廃棄物（ごみ）の処理	
(1)	処理の概要	7
(2)	ごみ量の推移	11
(3)	環境省一般廃棄物会計基準に基づくごみ処理原価計算	14
2	し尿の処理	
(1)	生活排水処理状況	15
(2)	し尿処理の概要	15
(3)	浄化槽汚泥処理の概要	18
3	産業廃棄物の処理	19

III 減量化、資源化及び美化推進対策

1	減量化対策	
(1)	いわき市廃棄物減量等推進審議会	21
(2)	家庭系ごみ減量対策	23
(3)	事業系ごみ減量対策	25
(4)	再利用可能物の清掃センター搬入規制	25
(5)	レジ袋削減に係る取り組み	26
(6)	フードドライブに係る取り組み	26
2	資源化対策	
(1)	紙類分別回収事業	28
(2)	粗大ごみストックヤードにおける資源物の選別	29
(3)	リサイクルプラザ クリンピーの家における資源選別処理	29
(4)	資源物回収実績	30

(5) 一般廃棄物ゼロ・エミッション推進	3 1
3 美化推進対策	
(1) いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動	3 2
(2) ポイ捨て防止による美化推進	3 4
(3) 不法投棄の防止	3 6

IV 処理施設等

1 ごみ処理施設	3 7
2 し尿処理施設	5 6
3 その他の施設	6 4
4 施設の位置図	6 6

V 関係例規等

1 条例・規則	
・いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	6 7
・いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則	7 5
・いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例	8 7
・いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例施行規則	8 8
・いわき市リサイクルプラザクリンピーの家条例	8 9
・いわき市リサイクルプラザクリンピーの家条例施行規則	9 0
・いわき市憩いの家条例	9 0
・いわき市憩いの家条例施行規則	9 2
・いわき市運動場条例	9 3
・いわき市運動場条例施行規則	9 6
2 要綱	
・いわき市不法投棄等の防止に関する要綱	9 8
・いわき市災害時におけるし尿くみ取料金の助成等に関する要綱	9 9
・いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱	1 0 0
3 令和6年度いわき市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画	1 0 1
4 令和6年度いわき市一般廃棄物（生活排水）処理実施計画	1 1 2
5 廃棄物処理行政のあゆみ	1 1 4

I 総 説

- 1 いわき市の概要
- 2 清掃事業の推進体制
- 3 事務分掌
- 4 職員の配置状況
- 5 清掃事業に係る経費の推移

1 いわき市の概要

本市は、昭和 39 年の新産業都市の指定を契機に、昭和 41 年、5 市 4 町 5 村の大同合併により誕生したまちで、福島県の南東端、浜通り地方の最南部に位置し、南端は茨城県と接しており、東北圏と首都圏の接点ともいうべき位置にある。

地形は、西側に抱く阿武隈高地（標高 500～700m）から東方に向かって緩やかに低くなり、夏井川、鮫川などの河川が市域を貫き、その河口部を中心とした平野と、なだらかな丘陵地帯が広がっている。

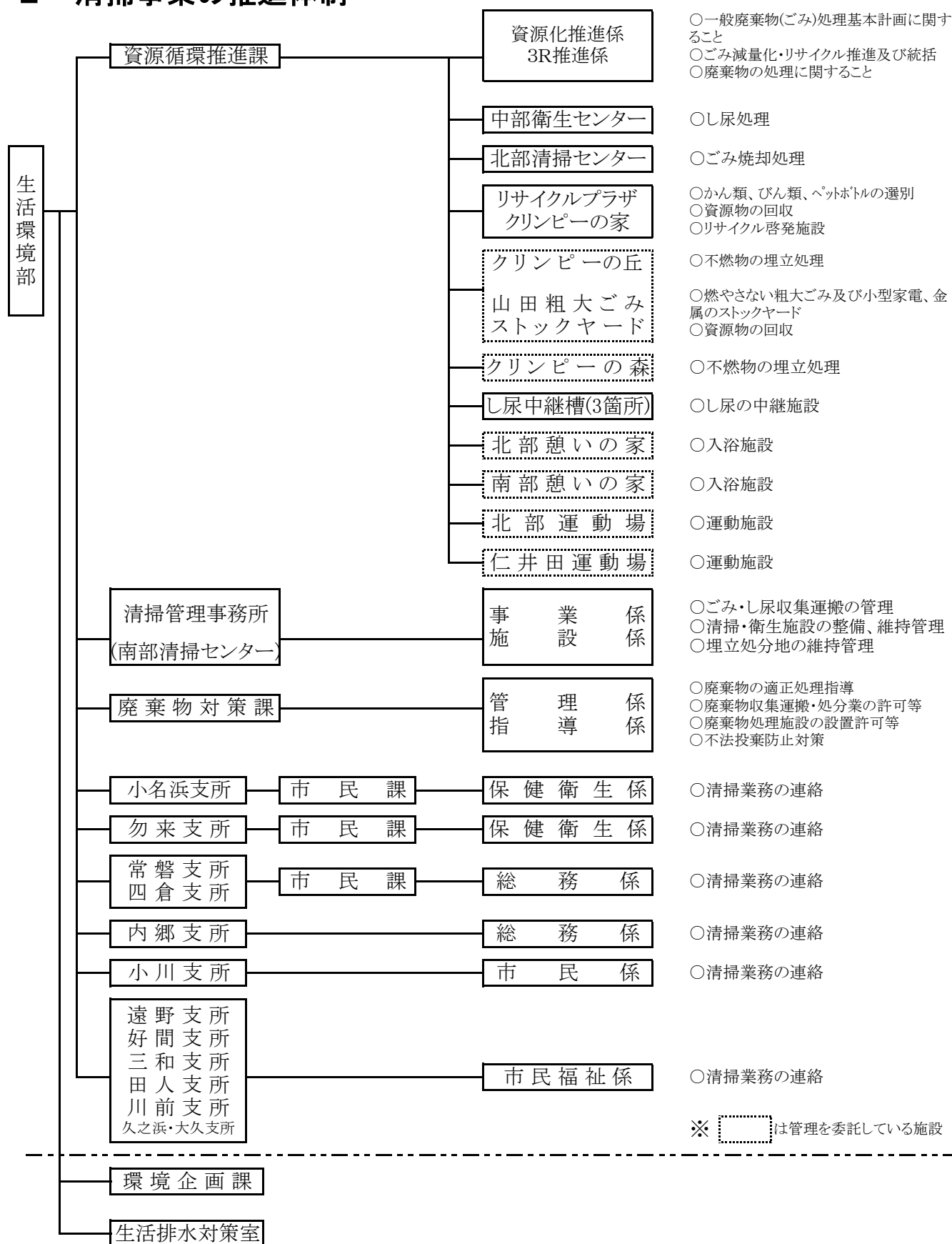
また、太平洋に臨む海岸線は約 60 k m にも及び、「いわき七浜」と呼ばれる美しい景観を織りなしており、白砂青松の砂浜と岩礁が繰り返し続いている。

こうした豊かな自然環境に囲まれた本市は、気候も温暖で、冬季でもほとんど雪を見ることがなく、県内で最も過ごしやすい地域といわれている。

- ◇ 人口 3 1 7 , 8 1 4 人
 - ◇ 世帯 1 4 1 , 6 8 2 世帯
 - ◇ 面積 1 , 2 3 2 . 5 1 km²
- [令和 6 年 1 0 月 1 日現在]



2 清掃事業の推進体制



3 事 務 分 掌

(市行政組織規則より抜粋)

〈本庁関係〉

生活環境部の各課においては、おおむね次に掲げる事務をつかさどる。

◆ 資源循環推進課

- (1) 清掃事業の企画、調整及び統括に関すること。
- (2) ごみ減量化対策に関すること。
- (3) リサイクルの推進及び統括に関すること。
- (4) 清掃思想の普及向上に関すること。
- (5) 清掃事業に関する要望及び苦情の処理に関すること。
- (6) 清掃手数料に関すること。
- (7) 一般廃棄物の集積所の新設及び変更の承認に関すること。
- (8) 放射線量の低減対策の推進及び総合調整に関すること。
- (9) 放射性物質の検査等に係る総合調整に関すること。
- (10) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (11) 清掃管理事務所に關すること。
- (12) 清掃施設及び衛生施設に関すること。
- (13) リサイクルプラザクリンピーの家に関すること。
- (14) 憩いの家に関すること。
- (15) 北部運動場及び仁井田運動場に関すること。

◆ 廃棄物対策課

- (1) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置等の許可に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- (4) 産業廃棄物の適正処理の指導及び普及啓発に関すること。
- (5) 廃棄物の不法投棄の防止に関すること。

〈出先機関 / 環境衛生関係〉

◆ 清掃管理事務所

清掃管理事務所においては、おおむね次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関すること。
- (2) 清掃施設及び衛生施設の維持管理に関すること。
- (3) リサイクルプラザクリンピーの家の維持管理に関すること。
- (4) 憩いの家の施設の維持管理に関すること。
- (5) 北部運動場及び仁井田運動場の施設の維持管理に関すること。

◆ 支所市民課 保健衛生係 / 総務係 / 市民係 / 市民福祉係

支所においてつかさどる事務は、おおむね別表のとおりとする。

※別表（第24条関係）より抜粋

保健衛生関係事務

- （１） 清掃思想の普及向上に関すること。
- （２） 清掃業務の連絡に関すること。
- （３） 廃棄物の不法投棄に関すること。
- （４） 清掃事業に関する要望及び苦情の処理に関すること。

4 職員の配置状況

(令和6年4月1日現在)

職 種 組織区分		行 政 職			技 能 労 務 職				会計年度任用 再任用	合計
		事務	技術	計	運転手	技能員	作業員	計		
生 活 環 境 部		2		2						2
資源循環推進課	課 長 等	2		2						2
	3 R 推 進 係	6		6						6
	資源化推進係	1	4	5						5
清掃管理事務所	課 長 等		2	2						2
	事 業 係	4		4						4
	施 設 係		5	5					2	7
廃棄物対策課	課 長 等	1	2	3						3
	管 理 係	4		4					2	6
	指 導 係		4	4						4
北 部 清 掃 セ ン タ ー			3	3						3
リサイクルプラザ クリンピーの家		1	1	2					2	4
中 部 衛 生 セ ン タ ー			2	2					1	3
小名浜支所市民課	保 健 衛 生 係	3		3						3
勿来支所市民課	保 健 衛 生 係	2		2					1	3
常磐支所市民課	総 務 係	4		4					1	5
内 郷 支 所	総 務 係	5		5					1	6
四倉支所市民課	総 務 係	2		2					2	4
遠 野 支 所	市民福祉係	5		5					2	7
小 川 支 所	市 民 係	4		4					1	5
好 間 支 所	市民福祉係	6		6					3	9
三 和 支 所	市民福祉係	4	1	5					3	8
田 人 支 所	市民福祉係	4	1	5						5
川 前 支 所	市民福祉係	3	1	4						4
久之浜・大久支所	市民福祉係	5		5					1	6
合 計		68	26	94	0	0	0	0	22	116

5 清掃事業に係る経費の推移

(平成元年度～令和5年度決算額)

区分 年度	千円 一 般 会 計	千円 清 掃 費	比 較		市民一人当り経費		一世帯当りの経費		人 口
	(A)	(B)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	(B)の指数 H元年度	一般会計	清掃費	一般会計	清掃費	世 帯
平成元	88,033,779	3,357,808	3.81	100	250	10	830	32	354,258
2	91,325,645	3,421,959	3.75	102	258	10	848	32	107,342
3	93,432,354	3,131,302	3.35	93	263	8	853	28	355,812
4	104,993,760	3,525,857	3.36	105	295	9	940	31	109,291
5	112,301,931	3,417,003	3.04	102	314	10	987	30	356,746
6	115,264,046	4,068,973	3.53	121	322	11	998	35	111,294
7	116,608,521	6,266,866	5.37	187	324	17	993	53	357,932
8	118,513,576	7,160,010	6.04	213	328	20	996	60	113,487
9	115,816,895	5,395,564	4.66	161	320	15	959	45	359,098
10	128,383,844	17,334,693	13.50	516	355	48	1,048	141	115,431
11	131,680,352	14,082,044	10.69	419	364	39	1,065	114	360,111
12	118,176,626	5,079,967	4.30	151	328	14	954	41	117,069
13	124,703,002	7,630,785	6.12	227	347	21	995	61	360,598
14	125,293,331	7,295,908	5.82	217	349	20	988	58	117,488
15	119,311,738	5,166,485	4.33	154	334	14	935	40	360,997
16	127,056,429	5,043,443	3.97	150	357	14	986	39	119,038
17	119,002,725	4,929,366	4.14	147	335	14	913	38	361,713
18	121,252,787	4,937,078	4.07	147	344	14	935	38	120,813
19	125,140,933	4,946,419	3.95	147	357	14	957	38	361,934
20	113,528,794	5,078,429	4.47	148	326	15	859	38	122,508
21	127,311,381	4,559,274	3.58	146	369	13	956	34	361,336
22	121,641,315	4,447,213	3.66	132	355	13	945	35	123,628
23	173,932,369	10,055,351	5.78	299	520	30	1,365	79	360,143
24	216,728,113	20,511,781	9.46	611	656	62	1,698	161	123,816
25	193,801,157	17,138,805	8.84	510	591	52	1,510	133	359,569
26	201,013,447	12,524,604	6.23	373	616	38	1,551	97	125,303
27	157,529,242	6,021,986	3.82	179	450	17	1,117	43	359,065
28	149,147,386	8,968,128	6.01	267	428	26	1,048	63	126,756
29	146,311,000	10,104,666	6.91	301	423	29	1,026	71	357,362
30	143,179,339	10,187,817	7.12	303	418	30	1,002	71	127,666
令和元	156,335,483	8,479,852	5.42	253	460	25	1,088	59	356,061
2	192,147,475	13,237,348	6.89	394	577	40	1,359	94	128,858
3	163,654,091	5,220,056	3.19	155	496	16	1,158	37	354,775
4	155,216,443	5,086,863	3.28	149	477	16	1,096	36	130,272
5	161,601,299	6,516,870	4.03	208	503	20	1,142	46	352,224
									129,613
									350,119
									130,814
									347,803
									132,163
									345,124
									133,164
									342,249
									128,722
									334,221
									127,405
									330,218
									127,643
									327,783
									128,382
									326,093
									129,600
									350,237
									141,069
									348,482
									142,300
									345,654
									142,547
									342,871
									142,960
									340,205
									143,699
									332,931
									141,411
									329,740
									141,347
									325,730
									141,621
									321,479
									141,460

※ 平成23年度以降は震災に係る経費を含む。

※ 令和元年度・2年度は、東日本台風に係る経費を含む。

※ 令和5年度は、台風13号に係る経費を含む。

※ 人口及び世帯数は各年10月1日時点。